

足立区長定例記者会見

平成22年11月24日(水) 午後2時00分～
足立区役所 南館8階 特別応接室

《 次 第 》

- 1 アレフ対策について 1
- 2 正社員化に向けて 足立区の雇用対策 3
- 3 来たれ！エンターテイナー
あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業 4
- 4 区内公共施設を全面禁煙へ
受動喫煙防止対策のための基本指針を定めました 6
- 5 そ の 他
- 6 質 疑

【担当】政策経営部 報道広報課 03(3880)5816

「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区





アレフ対策について

1 これまでの主な経緯

平成22年 3月29日	アレフの幹部が代表を務める「宝樹社」が入谷九丁目の土地及び建物を取得
5月19日	区が上記情報を入手
5月28日	足立区オウム真理教対策本部設置 地元町会、区議会へ情報提供
6月上旬	建物の改修工事が始まる
6月11日	公安調査庁が立ち入り検査 区（建築室、環境部）が実態調査
6月12日	住民総決起集会(700名参加)
6月15日	工事が中断される
6月30日	第1回住民協議会開催
7月25日	第2回住民総決起集会(600名参加)
8月上旬	工事が再開される（元請業者変更）
9月2日	区及び住民協議会がアレフに対し、入谷九丁目への進出に抗議し、撤退を申し入れる
9月13日	都市ガス敷設のための道路占用許可の申請が出されるが、付近住民の理解が得られず、これを不許可とした
10月18日	高圧電力線の引き込みについても付近住民の理解が得られず、工事ができない状況となっている
10月22日	「足立区反社会的団体の規制に関する条例」足立区議会定例会において全会一致で可決し、同日公布、施行 足立区議会が住民協議会からの「オウム真理教（アレフ）の入谷九丁目の施設に関する陳情」を採択

	足立区議会が「オウム真理教主流はアレフの進出を阻止するための抜本的な法整備を求める意見書」を可決し、同日付で内閣総理大臣ほか4名へ送付
10月25日	工事中足場が撤去され、建物の外観が目視できる状況になる
10月27日	宝樹社から区長に対し、道路占用許可不許可処分の異議申立書が届く
10月29日	午前10時から消防と区建築部門が立ち入り検査。
11月1日	午前8時から公安調査庁が立ち入り調査（全国33拠点一斉調査）
	「足立区反社会的団体の規制に関する条例施行規則」を公布、施行

2 「足立区反社会的団体の規制に関する条例施行規則」の概要

- 定期報告 年1回、1月1日を基準日とし、30日以内
- 報告内容 区域内での活動、施設の所在、規模、用途
- 報告内容の公表 ホームページに掲載
区内構成員数、役職員数及び役職名

3 今後の予定

- 建築基準法第12条第5項の規定による書類を審査し、不適合事項について、是正を指示
- 宝樹社からの異議申立てへの対応を決定予定
- 第3回住民総決起集会開催予定（住民協議会主催）
11月28日（日）午後1時から 旧入谷南小学校体育館
集会に先立ち12時から足立入谷施設前までデモ活動を予定

【問合せ先】危機管理室 危機管理課長 金子 敬一 電話 (3880) 5910



正社員化に向けて 足立区の雇用対策

東京都の完全失業率は、直近の発表のもので6.3%(4月から6月平均。同時期の全国平均は5.3%)と全国平均より高く、若年層(15歳~24歳)の失業率が17.1%と非常に高いことも要因となっています。足立区は臨時的緊急的な雇用対策を実施するとともに、若年層が正社員につながる事業に取り組んでいます。

さらに、来春卒業予定の高校生に向けての支援実施の方策を検討していきます。

1 介護人材を7名正社員化

介護の資格の有無にかかわらず、介護職を希望する人が、紹介予定派遣により区内介護施設で就業体験を行う「介護人材雇用創出事業」により、11名中7名が区内の介護施設で正社員となりました。

2 セミナーにより12名就職

40歳未満の新卒・既卒未内定者、非正規雇用者を対象に3日間のセミナーと合同面接会「就職力アップ→企業面接」集中プログラムを3回実施しました。100名の参加者があり、うち12名が正社員として就職が決まりました。

3 「若者正社員就職サポートプログラム」スタート

若年者(学校卒業後10年以内)を対象に2カ月の研修と3カ月の就業体験を行います。対象者は委託先の契約社員となり、紹介予定派遣を活用し正社員雇用への移行を前提とした就業体験を受けることとなります。現在、選考により残った26名が取り組んでいます。

【問合せ先】産業経済部 副参事(緊急経済対策担当) 飯塚 尚美
電話(3880)5182

産業経済部 就労支援課長 小塚 康一
電話(3880)5469



足立区

定例記者会見資料
平成22年11月24日
生涯学習部文化課
先灘課長(3880)5986

来たれ！エンターテイナー あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業(通称:えんちゃレ)

1 平成23年1月、エンターテイナーの活動を支援する事業を始めます

- 将来、プロを目指しているさまざまな分野の若手アーティストを中心に、練習の場として東京芸術センターの天空劇場を無料で提供します。
- 本事業の参加者がここで練習を積み、各方面で活躍することにより、区の新たな文化芸術の発展と賑わいのあるまちの創出を目指します。
- 参加者は事前に登録審査を経て、登録料として5千円を納めていただきます。

2 支援の対象となる分野は多岐にわたります(対象とする分野(例))

- 1) クラシック系…アンサンブル、ブラスバンド、ソリスト(ピアノ、声楽)等
- 2) 和楽系 …津軽三味線、和太鼓等
- 3) 演劇系 …劇団、一人芝居等
- 4) お笑い系 …落語、漫才、曲芸等
- 5) ポップス系 …ロックバンド、ソロ弾き語り等
- 6) 歌手等 …ヴォーカル、アイドル集団等
- 7) 舞踊系 …日本舞踊、海外舞踊(音楽も含む)、ストリートダンス等
- 8) 美術系 …絵画のアトリエ、陶芸等の制作等
- 9) その他 …パントマイム、ヘブンアーティスト等

3 東京芸術センターの天空劇場が舞台となります

区の産業振興と文化芸術の拠点基地である天空劇場は、地上90mの眺望に加え、多彩な演出設備を持つ400人収容のホールです。

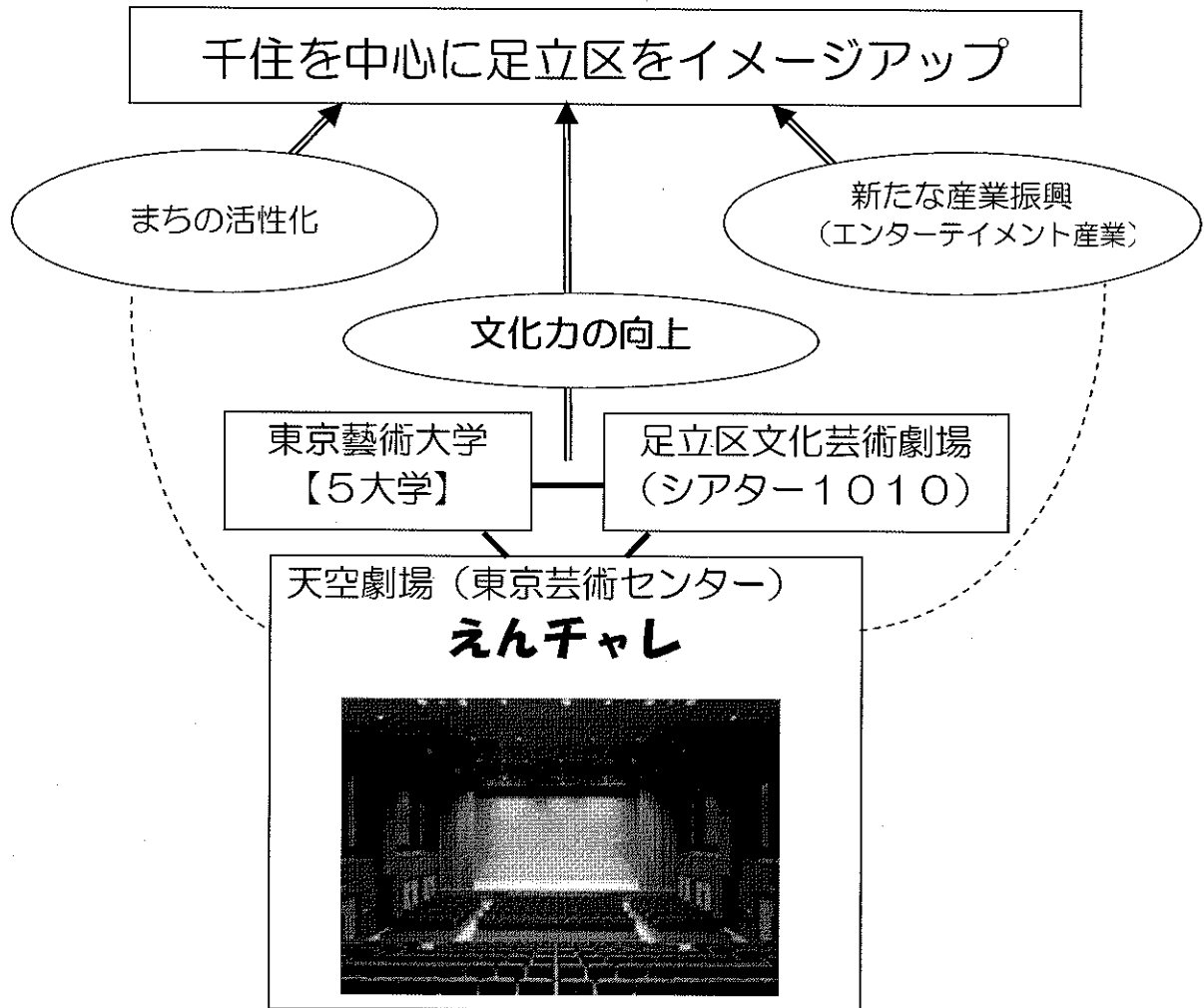
住所 足立区千住1-4-1 東京芸術センター21階

設備仕様

- ・プロセニウムステージ(シアター形式)にもオープンステージ(平床)にもできる舞台
- ・舞台の一部としても利用可能なギャラリー
- ・自然光の採り入れ、遮断、どちらも可能な電動式ロールスクリーン

4 「文化芸術振興と活気あるまちづくり」の実現に向けて

さまざまな文化施設が集結している千住地域において、新しい文化芸術のいぶきを起こすとともに、他の文化施設や商業施設と連携して、「文化力」の高い文化・産業・芸術都市を目指します。



5 事業の参加者には、さまざまな形で区民への還元をしてもらいます

練習を公開したり、無料で公演を実施してもらうなど、さまざまな形で区民への還元をしてもらいます。

そして、将来プロとして広く活躍してもらうことにより、区のPRとイメージアップに貢献してもらいます。

【問合せ先】生涯学習部 文化課長 先瀬 朋子 電話 (3880) 5986



足立区

定例記者会見資料
平成22年11月24日
衛生部衛生管理課
山崎課長(3880)5891

区内公共施設を全面禁煙へ 受動喫煙防止対策のための基本指針を定めました

足立区では、本年2月に出示された厚生労働省の通知を受け、区民及び利用者の受動喫煙による健康被害を防ぐために、平成24年4月1日から区内の公共施設すべてを全面禁煙とする基本方針を定めました。

この指針は平成22年12月1日から段階的に適用し、受動喫煙対策を進めていきます。

1 対象となる施設

区立の施設・建物すべてが対象です。ただし、区道及び区道に準じた駅前広場等は別に定めています。

2 実施時期

- 平成22年12月1日から段階的に適用し、平成24年4月1日から全面禁煙
- 禁煙がきわめて困難、また禁煙に移行中の施設は当分の間「分煙」で対処

【移行のスケジュール】

受動喫煙防止区分	区分に対する該当施設（現況）	全面禁煙化計画（段階的移行）		
		H22.12~	H23.4~	H24.4~
A 建物内・敷地内 全面禁煙	区民事務所（一部）、住区センター（一部）、社会福祉協議会施設（一部）、保健総合センター（一部）、区立保育園、区立幼稚園（幼保園含む）、小・中学校（一部）、スポーツ施設（一部）、博物館	A実施		
B 建物内（屋内）禁煙	区民事務所、住区センター（児童館・悠々館・学童保育室）、地域集会施設、男女参画プラザ、消費者センター、就労相談室、竹の塚・西保木間複合施設、産業センター、地域包括支援センター、障がい福祉施設、福祉事務所、社会福祉協議会施設、保健総合センター、リサイクルセンター、こども家庭支援センター、地域まちづくり事務所、AUD、校外施設、教育センター、小・中学校、地域学習センター（図書館含む）、スポーツ施設（プール・運動場含む）、ギャラクシティ（こども科学館）、生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ	B実施	A移行	
C 建物内（屋内）分煙 （施設敷地内分煙）	本庁舎（庁舎ホール、レストランを含む）、勤労福祉会館、ケアハウス、校外施設（一部）、地域学習センター（一部）、清掃事務所、公園（一部）、プチテラス（一部）、シアター1010、西新井文化ホール	C実施	B移行	A移行
屋外単独禁煙施設 （施設敷地内禁煙）	公園、児童遊園、プチテラス	A実施		

【問合せ先】衛生部 衛生管理課長 山崎 和弘

電話（3880）5891